

**2024年度 同志社大学**  
**大学院修士段階における「授業料後払い制度」の申請要項**  
**(専門職学位課程 2024年4月入学者)**

2024年度から大学院修士段階(修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程)の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、修了後の所得に応じて返還を行う「授業料後払い制度」(以下「本制度」という。)が創設されます。

本学大学院専門職学位課程に2024年4月に入学された方のうち、本制度の利用を希望される方は、本申請要項に従って手続きを進めてください。

なお、2024年4月に本学大学院修士課程・博士前期課程に入学された方の申請は、すでに受付を終了しています。

1. 本学の対応

本制度利用希望者からの申請に基づき、学生納付金のうち2024年度春学期授業料の納入を猶予します。ただし、後払いとできる授業料の額(以下「支援対象授業料」という。)の上限(年776,000円)を超える場合には差額の納入が必要です。

(1) 対象者(以下のすべてを満たす者)

- ・2024年度春学期の入学者であって、学部段階で修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金)の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者(※)。  
※2024年3月学部卒業者を指します。
- ・日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金(以下「第一種奨学金」という。)と同様の申込資格及び家計基準、学業成績基準を満たす者。
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者。

(2) 後払いの対象となる学生納付金

- ・「授業料」が後払いの対象となります。ただし、「支援対象授業料」の上限(年776,000円)を超える場合には差額の納入が必要です。
- ・すでに授業料相当額の奨学金が授業料に充当されている場合(※1)、2024年度に本制度の利用はできません。  
※1 司法研究科奨学金(第1類奨学金、第2類奨学金)、司法研究科貸与奨学金(単位授業料相当額)等
- ・奨学金が授業料の一部に充当されている場合(※2)、奨学金充当後の金額が後払いの対象となります。

※2 司法研究科奨学金（第3類奨学金）、司法研究科修学支援奨学金等

- ・教育充実費は本制度の対象外です。
- ・本制度利用者は、秋学期授業料も所定の手続を行うことで、後払いの対象となります。
- ・2025年度も引き続き本制度を利用する場合は、別途申請が必要になります（申込方法等詳細は未定）。

## 2. 申請について

### (1) 申請期間

2024年4月1日（月）～4月12日（金）

### (2) 提出書類

- ①2024年度「授業料後払い制度」申請書（専門職学位課程）
- ②日本学生支援機構発行の給付奨学生証（写）

### (3) 申請方法

(2)の書類を下記提出先に郵送にてご提出ください（簡易書留やレターパック等送達記録が残る方法で送付してください）。

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学 学生生活課 宛

### (4) 資格の有無結果通知

4月26日（金）に郵送にて送付いたします。

## 3. 申請後の流れ及び手続き方法

- ①2024年度「授業料後払い制度」申請書に基づき、本制度の資格の有無を確認します。
- ②申請者全員に本制度の資格有無の結果通知を送付します。

※「授業料後払い制度」申請書を提出したにもかかわらず、5月6日（月）までに結果通知が届かない場合は、5月8日（水）までに学生生活課にご連絡ください。

### ●資格がある場合

- ③「支援対象授業料」を差し引いた「振込依頼書」を送付しますので、納入手続きを行ってください。
- ④2024年9月に、日本学生支援機構への申請が必須です。手続き等詳細は決定次第、同志社ポータル経由にてお知らせします。

### ●資格がない場合

- ③通常通り、学費の納入手続きを行ってください。

#### 4. 注意事項

- ・本制度は 2024 年度から新設される制度であり、文部科学省における制度の検討を踏まえ、今後制度の内容が変更となる可能性があります。
- ・**本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて、日本学生支援機構に返還する必要があります。**
- ・本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与は受けることができません。別途「生活費奨学金（月 2 万円又は 4 万円から選択・無利子）」の申請をすることができます（申込方法等詳細は未定）。
- ・支援額の貸与の他に保証料の支払い（機関保証への加入）が必要です（金額詳細は未定）。
- ・2024 年 9 月に別途「授業料後払い制度」に申請する必要があります。2024 年秋に採用されると 2024 年度の支援対象授業料年額が日本学生支援機構を通じて大学に振り込まれるため、これをもって本学の授業料に充当します。申請をしなかった場合や、申請しても採用されなかった場合には、猶予された授業料を直ちに納入いただきます。
- ・本制度は、優れた業績による返還免除制度の適用を予定されています（詳細は未定）。
- ・2024 年度春学期末付での退学を希望する場合、本制度を利用して猶予された春学期授業料を春学期末までに納入する必要があります。猶予された春学期授業料を支払うまで、春学期末付での退学はできません。

お問い合わせ先：

●学費納入に関すること

同志社大学 資金課

TEL：075-251-3150

●本制度の申請に関すること

同志社大学 学生生活課

TEL：075-251-3280